

暁学園同窓会会則

第一章 総 則

第1条 本会は暁学園同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は暁学園創立の精神である人間たれの理念を尊び、会員の親睦と相互扶助を図り、暁学園との関係を密にして、母校の発展に寄与するとともに、社会公共に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、下記の事業を行う。

1. 同窓会会員名簿の作成
2. 会員相互の連絡、懇親会等の開催
3. 母校の発展をはかるための後援事業
4. その他適切なる事業

(本部および支部)

第4条 1. 本会の本部は、四日市市萱生町 238 学校法人暁学園に置く。
2. 本会は支部を設けることができる。
3. 支部規程は各支部において定める。
4. 第2項の支部は支部長1名を選出し会長に報告するものとする。

(名誉顧問及び顧問)

第5条 1. 本会は、暁学園理事長を名誉顧問に推挙する。
2. 本会は、顧問を置くことができる。顧問は、本会に功労があり、役員会で推挙し会長が委嘱する。

第二章 会 員

(正会員および特別会員、準会員)

第6条 本会は、正会員、特別会員、準会員をもって組織する。

1. 正会員は、暁小学校、暁中学校・高等学校(暁中学校)、暁高等学校、暁高等学校定時制、四日市大学短期大学部(暁女子専門学校、暁学園短期大学)、暁学園短期大学二部、四日市看護医療大学及び大学院、四日市大学の各同窓会会員をもって組織する。
2. 特別会員は、学校法人暁学園が設置する学校の現旧教職員とする。
3. 準会員は、学校法人暁学園が設置する学校の在学生とする。

第三章 役 員

(役員と役員の職務権限)

第7条 本会に下記の役員を置き、その任務は次の通りとする。

1. 会長 1名 本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長 10名 会長を補佐し、会長事故あるときは互選のうえ会長を代行する。
3. 監事 2名 本会の執行および経理を監査し、役員会および総会に報告する。
4. 書記 2名 本会の庶務を処理する。
5. 会計 2名 本会の会計業務を処理する。

(役員任期)

- 第8条
1. 役員任期はすべて5年とし、5年目の総会終了時までとする。
 2. 補欠役員任期は、その前任者の残任期間とする。
 3. 役員は、再任されることができる。

(役員選任)

- 第9条
1. 会長 各校同窓会会長が協議のうえ、正会員の中から選任する。
 2. 副会長 各校同窓会会長8名と、正会員中より会長が推薦した2名による。
 3. 監事 正会員の内より会長が委嘱する。
 4. 書記 正会員の内より会長が委嘱する。
 5. 会計 正会員の内より会長が委嘱する。

第四章 会 議

(総会)

- 第10条
1. 総会は、5年毎に開催し、役員会の議を経て会長が招集する。
 2. 次の事項は、定時総会にて報告する。
 - (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 会計予算および会計決算
 - (3) 役員改選
 - (4) 会則改正
 3. 前項の他、本会の目的達成のため特に必要と認めたものを審議する。
 4. 総会の議事は出席会員の過半数によって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(役員会)

- 第11条
1. 役員会は、会長・副会長・監事・書記・会計をもって組織し、必要に応じ会長の招集により開く。
 2. 役員会は、会長が議長となり本会の運営上必要な一切の事項を協議し、常務する。決議を要する時は過半数とする。
 3. 役員会は、本会の運営上必要な時、会長の委嘱により各校同窓会から若干名の代表の出

席を要請することができる。

第五章 会 計

第 12 条 本会の経費は各学校同窓会よりの納付金その他を以って充てる。各学校同窓会よりの納付

金については、別に設ける細則による。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 14 条 会計の決算は、毎年役員会にこれを報告し承認を得なければならない。

第六章 事 務 局

(事務局)

第 15 条 1. 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する細則は別に定める。

第七章 会則の変更

第 16 条 本会則の変更は役員会の議決を経て総会において報告する。

第八章 補 足

第 17 条 本会則施行のため必要な内規は、役員会において定める。

(会費に関するもの)

細 則 各学校同窓会からの納付金は、各年度の卒業生数に 500 円乗じた額とする。

(事務局に関するもの)

細 則 本部事務局の担当者は、役員の中から選任し、その任に当たるものとする。

附則 本会則は、昭和 51 年 10 月 17 日より施行する。

附則 本会則は、昭和 62 年 11 月 18 日より施行する。

附則 本会則は、平成 4 年 3 月 25 日より施行する。

附則 本会則は、平成 8 年 6 月 22 日より施行する。

附則 本会則は、平成 13 年 6 月 23 日より施行する。

附則 本会則は、平成 15 年 3 月 1 日より施行する。

附則 本会則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則 本会則は、平成 29 年 10 月 21 日より施行する。